

労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令案 新旧対照条文
 ○ 労働安全衛生法施行令（昭和四十七年政令第三百十八号）（抄）

（傍線の部分は改正部分）

| 改 正 案 | 現 行 |
|--|---|
| <p>（厚生労働大臣が定める規格又は安全装置を具備すべき機械等） 第十三条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 法第四十二条の政令で定める機械等は、次に掲げる機械等（本邦の地域内で使用されないことが明らかな場合を除く。）とする。 一〜二十七（略）</p> <p>二十八 墜落制止用器具 二十九〜三十四（略）</p> <p>4・5（略）</p> | <p>（厚生労働大臣が定める規格又は安全装置を具備すべき機械等） 第十三条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 法第四十二条の政令で定める機械等は、次に掲げる機械等（本邦の地域内で使用されないことが明らかな場合を除く。）とする。 一〜二十七（略）</p> <p>二十八 安全帯（墜落による危険を防止するためのものに限る。） 二十九〜三十四（略）</p> <p>4・5（略）</p> |